

【大規模施設等運営事業者用】自己利用部分面積算定シート

次の1又は2のいずれかの方法で算定してください。

※大規模小売店舗立地法適用施設：大規模小売店舗立地法に基づき県に届出をしている施設

1. 大規模小売店舗立地法の適用が「ある」施設

大規模小売店舗立地法上の届け出面積（店舗面積）から対象外面積を控除・加算して算定する場合

項目		面積	添付図面の通し番号
	(A) 大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積	m ²	
控除項目	(B) 運営者自ら一般消費者向け事業を営んでいる生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供を行う区画面積	m ²	
	(C) テナント事業者の区画面積	入居するテナントの面積	m ²
	(D) 特定百貨店店舗の区画、その他の施設面積	特定百貨店店舗に賃貸・分譲・分配している区画	m ²
	(E) 移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や通路の面積		m ²
加算項目	(F) 向け事業の用に供している生活必需でないサービスの提供を行う区画面積	大規模小売店舗立地法上の小売面積以外で大規模施設運営事業者が直営で営んでいる区画面積	m ²
	(A) には含まれない、運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している生活必需でないサービスの提供を行う区画面積		m ²
自己利用部分面積 (A) - (B+C+D) + (E+F)		m ²	-

2. 大規模小売店舗立地法の適用が「ない」施設

建築物の床面積から対象外面積を控除して算定する場合

項目		面積	添付図面の通し番号
	(A) 建築物の床面積	m ²	
控除項目	(B) 運営事業者自らが一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供、飲食業部分の区画面積	m ²	
	(C) 当該施設において、サービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積	階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等	m ²
	(D) テナント事業者の区画面積	入居するテナント（飲食店を含む）の面積	m ²
	(E) 特定百貨店店舗の区画、その他の施設面積	特定百貨店店舗に賃貸・分譲・分配している区画	m ²
	(F) 移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や通路の面積		m ²
自己利用部分面積 (A) - (B+C+D+E)		m ²	-